

「貸付条件の変更等の申込を受けた債権」に係わる開示資料

(平成29年3月末現在の状況)

柏 崎 信 用 金 庫

はじめに

中小企業・小規模事業者および住宅ローン借入者の円滑な資金繰りを実現するための「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」）は、平成21年12月4日に施行され、平成25年3月末日をもって終了となりましたが、当金庫としては、「お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等お申込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を把握して、きめ細かく真摯に取り組む」との姿勢は恒久的なものとして捉えており、金融円滑化法終了後も「金融円滑化基本方針」のとおり対応していく所存です。

については、金融円滑化法終了後においても、貸付条件の変更等に関する動向を調査把握することがきめ細かい対応の一助になると考え引き続き集計を行い、半期ごとに開示することにしたものです。

目 次

- 金融円滑化基本方針 資料－ 1

- 中小企業者における貸付の条件変更等の状況 資料－ 2
 - ・ 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕
 - ・ 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

- 住宅資金借入者における貸付の条件変更等の状況 資料－ 3
 - ・ 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕
 - ・ 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融円滑化基本方針

柏崎信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

また、中小企業のお客様の経営課題の把握・分析と主体的な取組みを促すための助言をし、経営課題を解決するための提案及び経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・態勢整備を図るために理事会等において決議した主な事項は次のとおりです。
本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定(平成 22 年 1 月 20 日制定、平成 27 年 4 月 1 日一部改定)、金融円滑化管理責任者の選任等(平成 22 年 1 月 20 日)。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門(融資部)は、必要に応じて随時、融資審査方法及び与信管理方法の見直しに努める。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、営業店の金融円滑化対応責任者と連携して顧客保護を図るための取組みを強化する。
- ・顧客の経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行う。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施する。
- ・顧客の事業価値を適切に見極めるための目利き能力等の向上に努める。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情やご意見は、次の窓口をご利用ください。

